

## 「せたがや子育て利用券」 確認シート

「せたがや子育て利用券」における登録基準などをご確認いただくためのシートです。

**該当する項目についてご回答ください。**

※基本的に、「該当する項目」はすべて「○」である必要があります。

### 1 事業番号・事業者名

事業番号 \_\_\_\_\_ (新規登録の場合は記載不要)

事業者名 \_\_\_\_\_

### 2 登録基準

1) 事業者に関すること (新規登録の場合のみ、ご回答ください。)

- ①妊産婦及び子どもの最善の利益を第一に考えるような理念を持っていますか。
- ②妊産婦が地域の中で子育て活動を行っている人や団体等とつながり、関係を深めながら、子育てができるようにするために、地域の産前・産後サービスが利用できるという利用券の理念を理解していますか。
- ③妊産婦及び子どもの安全、安心に配慮した事業者ですか。
- ④原則、区内または隣接区市(杉並区、渋谷区、目黒区、大田区、三鷹市、調布市、狛江市、川崎市)で産前・産後サービスを提供していますか。隣接区市の場合、サービスを提供する場所(事業所の住所ではありません)が、世田谷区ともっとも近い距離が5km以内ですか。
- ⑤代表者が明確であり、利用券の事業を遂行する能力がありますか。
- ⑥活動されている内容は、政治・宗教活動や公序良俗に反する内容ではありません。
- ⑦個人情報収集せずに、事業を行われていますか。個人情報を収集する必要がある場合、個人情報の保護について、十分配慮していますか。
- ⑧破産手続き開始の決定を受けて、復権ができない状態ではありません。
- ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者に該当しません。

2) サービスに関すること

- ①妊産婦や2歳未満の子どもを対象とし、広く誰でも参加できるサービス内容ですか。
- ②利用者がサービスを利用した際の怪我や事故などに備えて、傷害保険、賠償責任保険などに加入していますか。  
※加入している保険証書等の写しをご提出ください。(毎年、加入状況を申告していただきます)
- ③サービスの対価として設定されている利用料金が、1時間、1日、または1回ごとの単位ごとに設定されているなど、合理的な価格設定ですか。
- ④サービスをコース制で設定されている場合、体験料金や1回ごとの料金設定がありますか。コースの途中でキャンセルした場合に、利用券や利用料金の返却できますか。  
【例】2回コースの場合、1回ごとの支払いが可能、あるいは、2回分まとめて支払ったが、2回目をキャンセルした場合に1回分を返却できる(キャンセル料には利用券を使用できません)

- ⑤利用券の対象として、物品販売や飲食費にかかる経費、入会金、年会費、保育園などの在園児の保育料等は含まれていませんか。  
※離乳食講座等での試食にかかる経費、産前・産後サービスを提供する際に必要な教材費等は利用券の対象となります。
- ⑥産前・産後サービスを提供する際に、法の適用を受ける場合（一時保育、ホームヘルパー派遣など）、該当する法の規定を遵守していますか。（提供するサービスに法的規定がない場合は空欄でも可）
- ⑦オンラインによるサービス提供の場合、対面サービスと同程度のサービスを提供できますか。（オンラインサービスでない場合は空欄で可）
- ⑧オンラインによる体を動かすプログラムでの事故等に対して、必要かつ十分な対応ができますか。（オンラインサービスでない場合は空欄でも可）

### 3 サービス分類

**提供したいサービスが該当する項目についてのみ、ご回答ください。**

提供したいサービスがどの分類に該当するかは、区のホームページ、マニュアル等をご参照ください。

#### 1) 妊婦のこころとからだをサポート(妊娠中のぶれママなど、誰でも気軽に受けられるサービス)

(1) 妊婦向けの体を動かす講座、妊婦向けのボディケア(ヨガ、エクササイズ、ダンス、マッサージ)

- ①一般の講座に参加する場合、妊婦が体を無理なく動かすことができるプログラムですか。
- ②妊婦に特化したプログラムがありますか。
- ③事前に医師の承諾を得ていることを確認できた妊婦が対象ですか。  
※利用券を使用する場合は、安全性の確保のため、医師の承諾を得ていることが条件になります。
- ④緊急時の体制を整えていますか。
- ⑤鍼灸の場合、施術者は有資格者(はり師、きゅう師または柔道整復師の国家試験に合格した方)ですか。(該当するサービスでない場合は空欄で可)  
※確認できる書類の写し(複数の方が施術される場合、全員の書類の写し)を提出して下さい。

(2) 各種教室・マタニティ講座・子育て講座・交流会

- ①一般の講座に参加する場合、妊婦が無理なく参加できるプログラム内容ですか。
- ②妊婦に特化したプログラムがありますか。
- ③妊婦同士の出会いをサポートし、交流を深めることにより、身近な地域でつながりができるプログラムですか。

(3) 妊婦対象の移動支援(マタニティタクシー等)

- ①妊婦に配慮した移動支援サービスありますか。
- ②妊婦健診、出産、入院の他、妊婦の社会参加を支援することが目的ですか。

#### 2) 産前・産後の訪問支援サービス(出産前後のご家庭に訪問して支援するサービス)

(1) 産後ドゥーラ(妊婦・産婦の身体ケア、新生児ケア、家事援助)

- ①妊産婦に特化した家事の援助や育児の補助を行う内容ですか。
- ②サービスを提供する方は、有資格者(助産師、保健師、看護師、または民間団体のドゥーラ研修終了者で団体に登録している)ですか。

※確認できる資格書類の写し(複数の方が訪問される場合、全員分)を提出してください。

(2) ベビーシッター・家事援助

- ①保護者等の居宅等において子どもを一時的に保育する内容ですか。
- ②サービスを提供する方は、有資格者(保育士、看護師、保健師、助産師)または介護職員初任者研修課程修了者、介護員養成研修3級課程以上修了者ですか。  
※確認できる資格書類の写し(複数の方が訪問される場合は、責任者のみ)を提出してください。
- ③認可外の居宅訪問型保育事業として、都道府県知事への届出を行っていますか。  
※確認できる都道府県の受理印が押された設置届を提出してください。
- ④事業内容は、マッチングサービスではないですか。  
※直接従業員の派遣を行う事業者でない場合は、利用券の対象外です。
- ⑤日常的な家事の援助や育児の補助を行う内容ですか。  
※住居等の掃除、整理整頓業務のみの場合は、利用券の対象外です。

(3) 訪問型子育て相談

- ①子どもの発育に関する相談、育て方に関する相談など、子育てに関する相談ですか。
- ②電話による相談ではありませんか。
- ③サービスを提供する方は、有資格者(保育士、幼稚園教諭、助産師、保健師、看護師、栄養士、精神保健福祉士)ですか。  
※確認できる資格書類の写し(複数の方が訪問される場合、全員分)を提出してください。

(4) 訪問型母乳・育児相談(乳房マッサージ含む)

- ①産後の育児、母乳等に関する相談ですか。
- ②電話による相談ではありませんか。
- ③相談者は助産師ですか。  
※確認できる資格書類の写し(複数の方が施術される場合は、全員分)を提出してください。

3) 産後の親子支援のサービス(産後のお母さんのこころとからだの疲れを癒すサービス)

(1) 産後ケア(宿泊または通所)

- ①出産後の母体ケアや育児の不安を解消するための医療専門職による母体・乳児ケア、育児指導、カウンセリングを行いますか。
- ②宿泊の場合は、旅館業法又は医療法に基づく許可を受けた施設ですか。(該当するサービスでない場合は空欄で可)  
※確認できる書類の写しを提出してください。
- ③サービスを提供する方は、有資格者(医師、看護師、保健師、助産師)ですか。  
※確認できる資格書類の写し(代表者)を提出してください。
- ④サービス内容及び施設概要がわかる書類を提出してください。  
※受け入れ可能人数・スタッフ体制(職種・人数・シフトごとの対応数)・利用要領など

(2) 母乳・育児相談(乳房マッサージ含む)

- ①産後の育児、母乳等に関する相談ですか。
- ②電話による相談ではありませんか。
- ③相談者は助産師ですか。  
※確認できる資格書類の写し(複数の方が施術される場合は、全員分)を提出してください。

④所管の保健所に助産所開設届を提出していますか。

※確認できる書類の写しを提出してください。

(3)鍼灸・整骨

①施術者は有資格者(はり師、きゅう師または柔道整復師の国家試験に合格した方)ですか。

※確認できる書類の写し(複数の方が施術される場合、全員の書類の写し)を提出してください。

②産婦を対象とした内容ですか。

※確認できるサービス対象や施術内容がわかる書類を提出してください。

(4)産婦向けの体を動かす講座、ボディケア(ヨガ、エクササイズ、ダンス、マッサージ等)

①一般の講座に参加する場合、産婦が体を無理なく動かすことができるプログラムですか。

②産婦向けのリラクゼーションを目的としたボディケアのプログラムですか。

③産婦に特化したプログラムがありますか。

(5)産婦対象の移動支援(マタニティータクシー等)

①産婦に特化した移動支援サービスありますか。

②乳幼児健診や予防接種の他、親子の社会参加を支援することが目的ですか。

4)親子の交流、仲間づくりを支援するサービス(親子で参加でき、ママ友との交流ができる場の提供するサービス)

(1)交流・仲間づくり支援のサービス

①妊婦同士や乳児の親子同士、妊婦と子育て中の親子の出会いをサポートし、交流を深めることにより、身近な地域で子育てを通したつながりができるプログラムですか。

②親子一緒に遊んだり、体を動かすなど、親子が楽しめるプログラムですか。

※子育て利用券は、妊婦から2歳までの子どもが対象となります。

③地域の身近なところにあり、気軽に行きやすい環境を整備していますか。

(2)おでかけひろば・交流会等

①交流の場には、常に、支援者または相談担当者が同席していますか。

②「子ども・子育てつなぐプロジェクト」登録団体ですか。あるいは世田谷区の育児支援事業とのかかわりがありますか。(この項目は×でも構いません)

③育児支援団体として委託・助成を受けていますか。(この項目は×でも構いません)

(3)親子遊び・親子交流会(リズム遊び・手遊び・わらべ歌など)

①親子で無理なく安全にからだを動かすことができるプログラムですか。

②参加者同士が交流できるような支援をプログラム内容に組み込んでいますか。

③乳児向けに特化したプログラムがありますか。

④緊急時の体制を整えていますか。

5)子どもの預かりサービス(急な事情や病気などでお困りの時に施設で赤ちゃんを預かるサービス)

※自宅や利用者が指定する場所での託児サービスは、2)「産前・産後の訪問支援」に分類されます。

(1)一時預かり

①保育施設、幼児施設等の特定の施設(※)又は子育てステーションで一時的に子どもを保育する内容ですか。

※特定の施設とは、児童福祉法に基づく認可保育所、東京都や世田谷区が運営費等を助成してい

る認証保育施設等、東京都に認可外保育施設として届出を行っている施設、学校教育法に基づく幼稚園、東京都が認可している幼稚園類似の幼児施設を指します。

※確認できる書類を提出してください。

②利用券の対象は一時的な保育のみですか。

※月ぎめの保育料を設定した保育には、利用券は使用できません。

③利用料金は月謝制ではなく、1回ごとの支払いに設定されていますか。

※利用実績に応じて、月末に一括して支払う場合は利用券の対象となります。

④東京都に認可外保育施設として届出を行っている施設又は学校教育法に基づく幼稚園、東京都が認可している幼稚園類似の幼児施設において、一時保育の実施のための東京都認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書の交付を受けていますか。(該当する施設でない場合は空欄でも可)

※「東京都認可外保育施設指導監督基準の証明書」の写しを提出してください。

⑤世田谷区の「おでかけひろば事業」を行っていますか。(この項目は×でも構いません)

## 6) 子育て講座を行うサービス(育児に関する学びの場を提供するサービス)

(1) 親子の関係性や、子どもの発育・発達など、父親・母親に向けた子育ての基礎講座

①親子の絆づくり・家族の関係性、親としてのあり方など、「家族になる」ための講座ですか。

②子育て中のよくあるつまずき、ポイントを予防、回避するための講座ですか。

③親子で実際に作業することで、楽しい時間を過ごすための講座ですか。

(2) 親子の絆を深める講座(ベビーマッサージ、タッチケア、ベビーサイン、読み聞かせ等)

①親子が楽しく過ごしながら気持ちの交流ができる内容ですか。

②過ごしやすい環境を整えていますか。

(3) 食育セミナー

①乳幼児のための食育講座や食生活を通じた乳幼児の発育・発達に関する内容ですか。

②参加者の実習に係る食材費(一食分)はすべて参加者の自己負担ですか。

※試食にかかる経費は利用券の対象ですが、食事会が目的の場合は対象外です。

## ●提出書類

①登録申請書(「利用券システム」より印刷し、代表者印を押印)

②宣誓書(「利用券システム」より印刷し、代表者印を押印)

③口座振替依頼書(「利用券システム」より印刷し、代表者印を押印)

④サービス種類及び価格一覧表

⑤事業者の概要がわかる書類(新規登録の場合のみ、定款、規則(会則)、活動実績など)

⑥登録申請するサービス内容や詳細がわかるもの(チラシ、パンフレット、ホームページの掲載記事など)

⑦確認シートの中で求められている資格書類の写し

⑧傷害保険、賠償責任保険などの保険の加入者証の写し(「利用券システム」にデータを保存)